

川崎市動物愛護センターにおける広告付き庁舎案内表示板設置運用事業
一般競争入札貸付案内書

川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）において広告付き庁舎案内表示板設置運用事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定については、本書に基づき実施するものとする。

1 貸付場所

別紙仕様書のとおり

2 運営条件等

別紙仕様書のとおり

3 履行方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の賃貸借契約

4 貸付期間

貸付期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。原則として貸付期間の延長は行わない。

5 貸付料

事業者は、入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額貸付料とする。なお、最低貸付料は、月額4,054円（税込368円）とし、また支払方法はセンターの指示に従うこと。

6 入札について

(1) 入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 国税又は市税の未納がないこと。

エ 本書に定める条件及び法令を遵守し、広告付き庁舎案内表示板設置運用事業を運営で

きる資力、能力等を有すること。

オ 直近2年間に、広告付き庁舎案内表示板設置運用事の実績を有していること。ただし、当該運営実績において、事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とはみなさない。

カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項各号又は第2項各号に規定する行為をしている事実がないこと。

ク 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方がカ又はキのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

（2）申込書の受付

ア 申込みに関する注意事項

（ア）申込みに関する一切の費用については、申込者の負担とする。

（イ）申込みに際して提出した書類は返却しない。

（ウ）選定に当たり必要が生じた場合、他の書類の提出を求める場合がある。

（エ）提出書類として示された証明書等は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）とする。

（オ）提出書類の様式については、川崎市のホームページからダウンロードすることができる。

（カ）令和6年1月1日時点で川崎市競争入札参加資格がある事業者については、次の提出書類（エ）から（ク）の提出を省略できるものとする。

イ 申込者が法人の場合の提出書類

（ア）「川崎市動物愛護センターにおける広告付き庁舎案内表示板設置運用事者 入札参加申込書」（様式第1号）

（イ）「川崎市動物愛護センターにおける広告付き庁舎案内表示板設置運用事者 事業申告書」（様式第2号）

※直近2年間の広告付き庁舎案内表示板設置運用事の運営実績と会社概要を記載した申告書

実績に係る契約書（1件以上）、許可書等の写しを添付すること。

- (ウ) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第6号）
- (エ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (オ) 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）
- (カ) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）
- (キ) 川崎市税の納税証明書
 - A 法人市民税（川崎市のもの。川崎市内に本社及び事業者のいずれもない場合は本社のある市町村のもの。）
 - B 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）
- ※申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出すること。
- (ク) 財務諸表の写し（直前決算2年間分）
 - ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

ウ 申込者が個人の場合の提出書類

- (ア) 「川崎市動物愛護センターにおける広告付き案内表示板設置運用事者入札参加申込書」（様式第1号）
- (イ) 「川崎市動物愛護センターにおける広告付き案内表示板設置運用事者事業申告書」（様式第2号）
 - ※直近2年間の広告付き案内表示板設置運用事の運営実績を記載した申告書
実績に係る契約書（1件以上）、許可書等の写しを添付すること。
- (ウ) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第6号）
- (エ) 印鑑登録証明書
- (オ) 身分証明書
 - 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。
- (カ) 登記されていないことの証明書
 - ※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

【問い合わせ先】

東京法務局後見登録課電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課電話045-641-7976

- (キ) 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」）及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

(ク) 市税の納税証明書

A 市民税・県民税

B 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

※直近2年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(ケ) 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

エ 提出期間及び提出方法

令和6年2月26日（月）から令和6年3月4日（月）まで

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

なお、金曜、土曜、祝日は除く。

川崎市動物愛護センターまで持参とする。郵送での提出は認めない。

(3) 動物愛護センター見学の実施

希望者にはセンター見学を実施する。センター見学の日程については、令和6年2月26日（月）から令和6年3月4日（月）までの期間において、センターが指定する日時で行う。

(4) 仕様書等に関する質問

ア 提出書類

「川崎市動物愛護センターにおける広告付き案内表示板設置運用事者質問書」
（様式第4号）

イ 提出方法

川崎市動物愛護センターまで電子メールで送信すること。

ウ 提出期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月8日（金）の午後5時まで

エ 回答方法

質疑内容を整理した上で、令和6年3月12日（火）までに回答書を電子メールで送信する。

なお、回答書の送信先は、入札参加申込書に記載されたメールアドレスとする。

※口頭、電話による質問は受け付けない。

オ 注意事項

次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

- (ア) 直接的又は間接的であることを問わず、自社又は他社の商標、商号等が表現されることにより、申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある内容の質問
- (イ) 直接的又は間接的であることを問わず、申込者の名称、参加者数、貸付料又はその他の情報で、秘密として管理されている事項に関する質問
- (ウ) 本件とは無関係な事項に関する質問
- (エ) 申込者以外からの質問
- (オ) その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

(5) 入札及び開札の日時、場所

ア 入札受付 令和6年3月18日(月) 午前10時30分から午前11時まで

イ 入札及び開札の日時 令和6年3月18日(月) 午前11時

ウ 入札及び開札の場所 川崎市動物愛護センター3階 市民協働室1

エ 入札結果の公表

入札の結果は、開札後に川崎市動物愛護センターのホームページで公表する。

※郵送による入札は受け付けしない。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できない。

※入札参加者以外は入札(開札)会場への入室は認めない。また、会場のスペースの関係上、入札(開札)会場への入室は、各社(者)最大2名までとする。

(6) 入札の手続

ア 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除する。

イ 入札時に持参する書類

(ア) 資格確認通知書(原本)

(イ) 入札書・委任状

※所定の様式「入札書(様式第5号)」に必要事項を記載して記名押印をすること。記載する入札金額は毎月の貸付料(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。なお、委任状は代理人(社員等の代表者以外を含む)が入札する場合に記載をすること。

ウ 入札方法

(ア) イの書類を持参し、入札開始前に受付を行うこと。

※入札開始前に入札書の記載事項等を再度確認すること。

(イ) 入札書を入札参加者名が記載された封筒に封入して投函する。

※投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

※落札候補者となり得る者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。なお、「くじ」を辞退することはできない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (ア) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (ウ) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (エ) 不正行為が判明した入札
- (オ) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (カ) 貸付料を訂正した入札又は貸付料の記載の不鮮明な入札
- (キ) 重大な文字の誤字、脱字等により必要事項を確認しがたい入札
- (ク) 入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定について

くじによる場合を除き、入札公告に示した運営をできるとセンター所長が認めた入札者であって、最も高い貸付料をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 落札者との協議

センターと落札者は、速やかに運営に向けて誠意を持って協議する。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を最上位に繰り上げる。

9 書類提出先・問い合わせ先

川崎市動物愛護センター

〒211-0013 川崎市中原区上平間1700番地8

電話 044-589-7137

電子メールアドレス 40dobutu@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ

URL (<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-2-1-0-0-0-0.html>)